

# ファイナンス研究会の活動

2013年5月13日

特定非営利活動法人 事業継続推進機構(BCAO)  
ファイナンス研究会

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

# 1.ファイナンス研究会メンバーリスト（継続中）

2012年度ファイナンス研究会のメンバー：計8名（五十音順）

No.	役職	氏名	ふりがな	会社名
1	座長	高橋 孝一	たかはし こういち	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社
2		伊藤 哲夫	いとう てつお	株式会社パソナ
3		衣笠 貴宣	きぬがさ たかのり	東芝保険サービス株式会社
4		関口 健二	せきぐち けんじ	あけぼのコンサルティングファーム
5		高根沢 保	たかねざわ たもつ	ソニー生命保険株式会社
6		高橋 孝治	たかはし こうじ	高橋孝治公認会計士事務所
7		田代 邦幸	たしろくにゆき	株式会社インターリスク総研
8		吉田 勇氣	よしだ ゆうき	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社

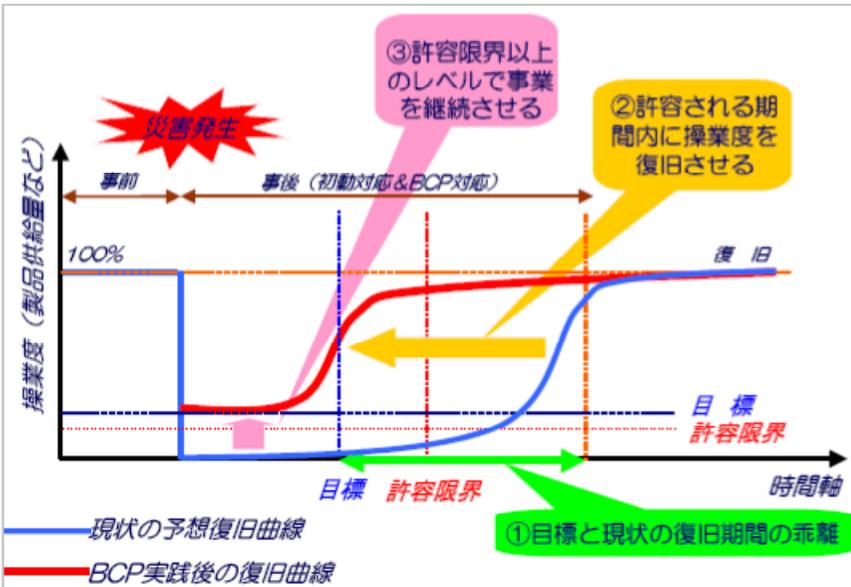
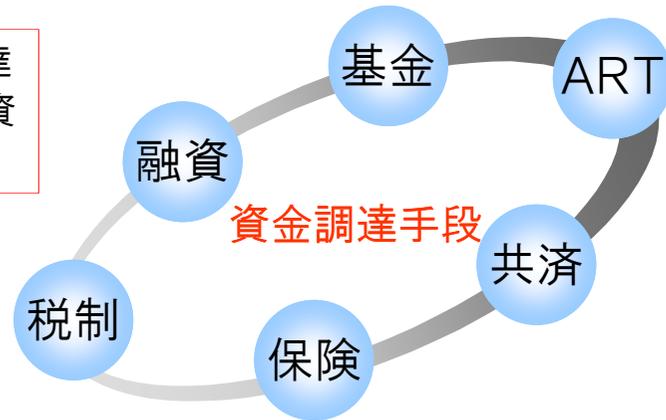
※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

# 2. B Cにおけるファイナンス

## BCにおけるファイナンス

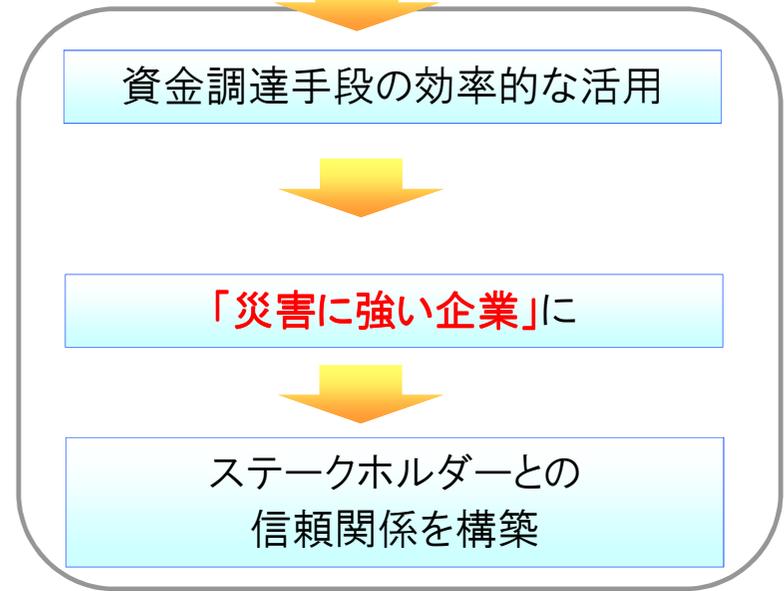
- ①対策の資金(災害前)  
耐震診断や耐震補強などの各種対策をするための資金
- ②復旧対策の資金(災害後)  
被災後に事業の運転、復旧のための資金

これらの資金を調達するための様々な資金調達手段



(出典:「内閣府 事業継続ガイドライン 第一版」より)

BCPの一環



※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

# 3. 金融面のインセンティブとリスクファイナンス

## 事前調達

災害が発生する前に耐震診断・耐震補強などを行うための資金調達手段

- 防災格付融資制度  
(日本政策投資銀行:BCM格付融資)
- BCPの対策実施に係る優遇金利融資  
(民間金融機関 など)
- 社会環境対応施設整備資金  
(日本政策金融公庫) など

事前契約

## 事後調達

予め契約をしておき、災害後に復旧・運転資金を調達するための手段

- 損害保険(BCP地震補償保険・利益保険・店舗休業保険等)  
(民間保険会社)
- 中小企業倒産防止共済(中小企業基盤整備機構)
- コミットメントライン(都市銀行など)
- 保険デリバティブ(民間保険会社)
- 災害時発動型保証予約システム(静岡県信用保証協会)

災害発生

事後契約・事前調達の資金調達手段はない

契約時期は災害後であり、復旧・運転資金を調達できる資金調達手段

- 東日本大震災復興特別貸付  
日本政策金融公庫、商工中金 7.2億円、さらに別枠で3億円
- 東日本大震災復興緊急保証および災害関係保証  
またはセーフティネット保証  
5.6億円は100%保証、一般保証(80%保証)を加えて8.4億円保証
- マル経融資  
1,500万円、無担保・無保証人(信用保証協会の保証も不要)

事後契約

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

# 4-1.BCに活用できるリスクファイナンスその1

リスク ファイナンス手法	保有 移転	支払即時性	ベースス リスク	商品の個別性	事務コスト※1	契約期間	会 計※2	具体的な 活用事例	
自己資本 (準備金等)	保 有	—	—	—	—	—	オン バランス	リスクを限定 することなく、 資金需要に活 用	
コミットメント ライン		リスク顕在化 から資金化 までの時間 が短い	実際の必要 金額と支払 われる金額 との間に ギャップが生 じる可能性 がある	契約内容が比較 的標準化されて おり、契約までの 時間を要さない	リスク移転商品に 比べ、相対的に 低い(返済義務は 生じる)	短期～1年 が多い	オフ バランス		
コンテン ジェント ・デット				オーダーメイド商 品であるため、ス キームの組成に 時間を要する		長期(複数 年)が多い		災害・事故発 生後の流動 性資金の確 保に活用	
保 険	従来 の 保 険	移 転	リスク顕在化 の後、損害 調査・査定を 要するため、 通常、支払 までに一定 の時間を要 する(内払制 度あり)	実際の損害 額が支払わ れる(実損填 補)	契約内容が比較 的標準化されて おり、契約までの 時間を要さない	多数のものを相手 とし、比較的標準 化されており、他 のリスク移転商品 より比較的低い	1年が多い	オフ バランス	あらゆる純粋リ スクに対して、 広く活用され ている
	ファイナ イト 保 険	保 有 & 移 転			オーダーメイド商 品であるため、ス キームの組成に 時間を 要する	個別性が高く、従 来の保険に比して コストが高くなる可 能性がある	長期 (複数年)	オフバランス (「相当の保 険リスクの移 転」が必要)	土壌汚染等、 リスク情報が 乏しいリスクの 保険化に活用
	キャプ ティブ を 活 用 し た 保 険	保 有 & 移 転			基本的には「従来 の保険」と同じ	保険子会社の設 立・運用費用等を 要する	基本的には 「従来 の保 険」と 同じ	オンバランス (連結子会 社の場合)	リスクマネジ メントセンタ ーとしての活用 等

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

## 4-2.B Cに活用できるリスクファイナンスその2

リスクファイナンス手法	保有移転	支払即時性	ベースリスク	商品の個性	事務コスト※1	契約期間	会計※2	具体的な活用事例
保険 デリバティブ	移 転	リスク顕在化から資金化までの時間が短い	一般に、実際の損害額と支払われる金額との間にギャップが生じる可能性がある	契約内容が一定程度標準化されており、契約までの時間をさほど要さない	個性が高く、従来の保険に比してコストが高くなる	短期～1年が多い	オフバランス	地震や天候を対象としたものが多い
コンティンジェント・エクイティ								（日本での組成例無し）
CATボンド								トリガーイベント(支払事由となる事象)によって異なるが、一般に、リスク顕在化から資金化までの時間が短い

※1 事務コスト:リスク分析のためのコストや、手数料、弁護士費用、登記費用等のスキーム組成のためのコスト。

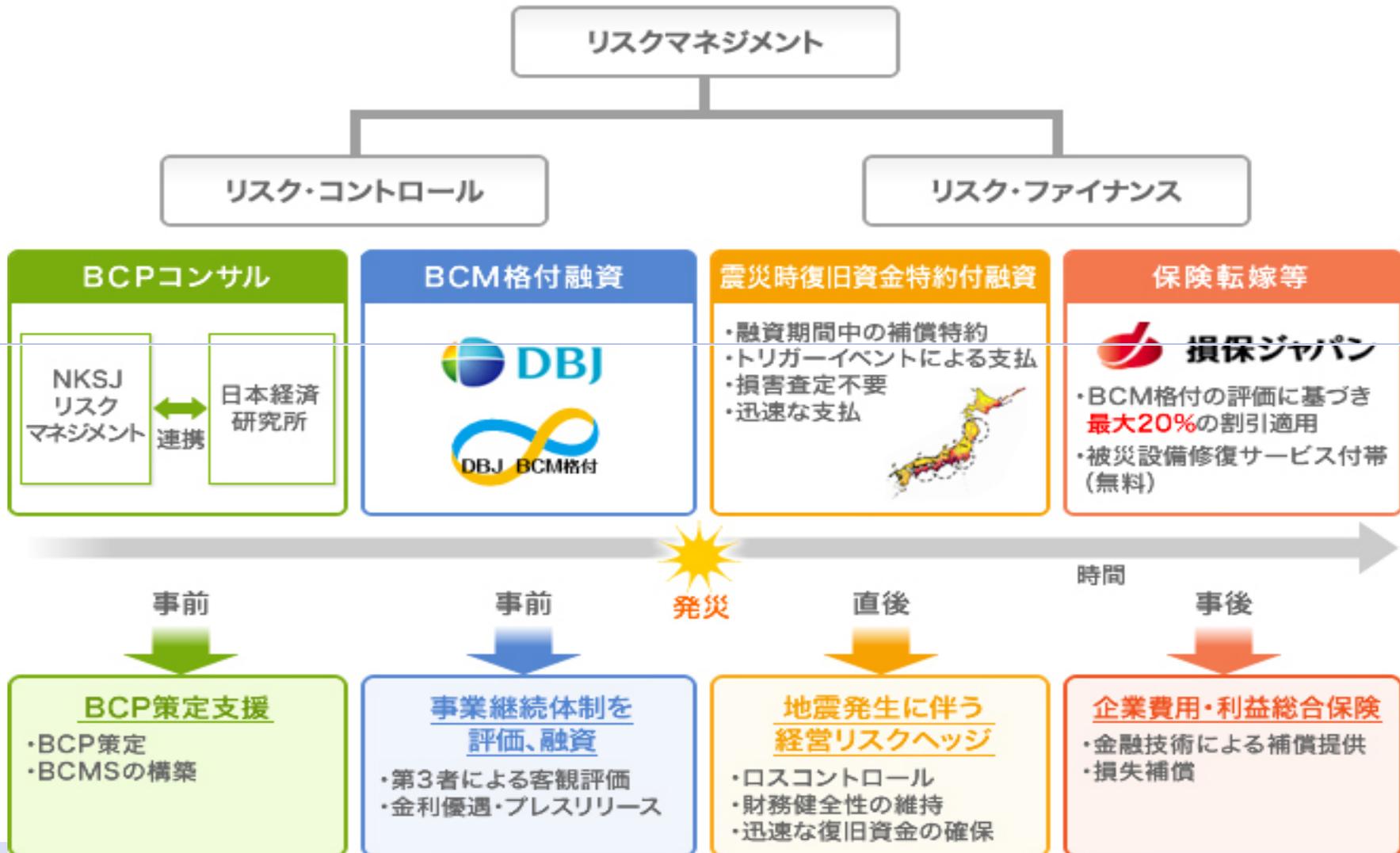
※2 会計(財務会計):リスクファイナンス商品の導入コスト(たとえば保険における「保険料」)ではなく、リスクファイナンス商品の導入によって手当てされる額(たとえば保険における「補償額」)の会計上の取扱いを表示。

出所:経済産業省 リスクファイナンス研究会、「リスクファイナンス研究会報告書～リスクファイナンスの普及に向けて～」、平成18年3月

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

# 4-3.BCM格付けを軸としたBCM推進支援サービス

## BCM格付けを軸とした企業リスクマネジメント支援サービス



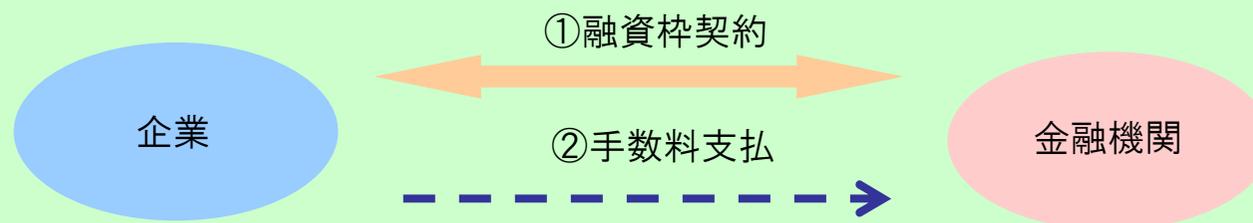
※ 本資料の文責は研究云にあり、BCAO主体の元解ではありません。

## 4-4.コミットメントライン (要注意 利息制限法や出資法)

### コミットメントライン

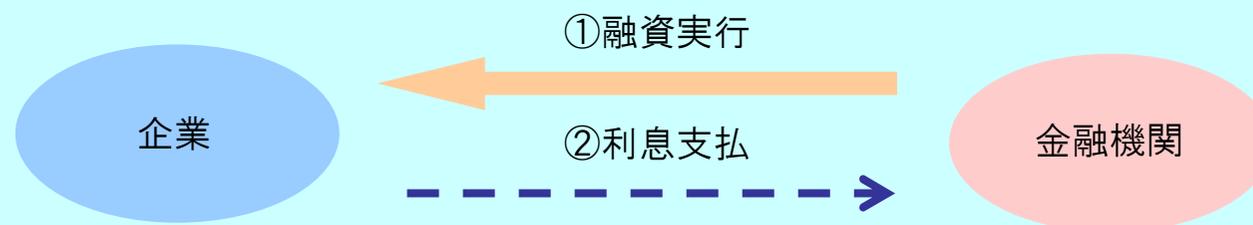
### 融資枠契約を活用した流動性の確保

#### 平常時



- ① 企業は金融機関との間で融資枠契約を締結
- ② 企業は手数料を支払う

#### 融資要請時



- ① 金融機関は企業の請求に基づいて融資を実行する
- ② 企業は利息を支払う

出所：経済産業省 リスクファイナンス研究会、「リスクファイナンス研究会報告書～リスクファイナンスの普及に向けて～」、平成18年3月

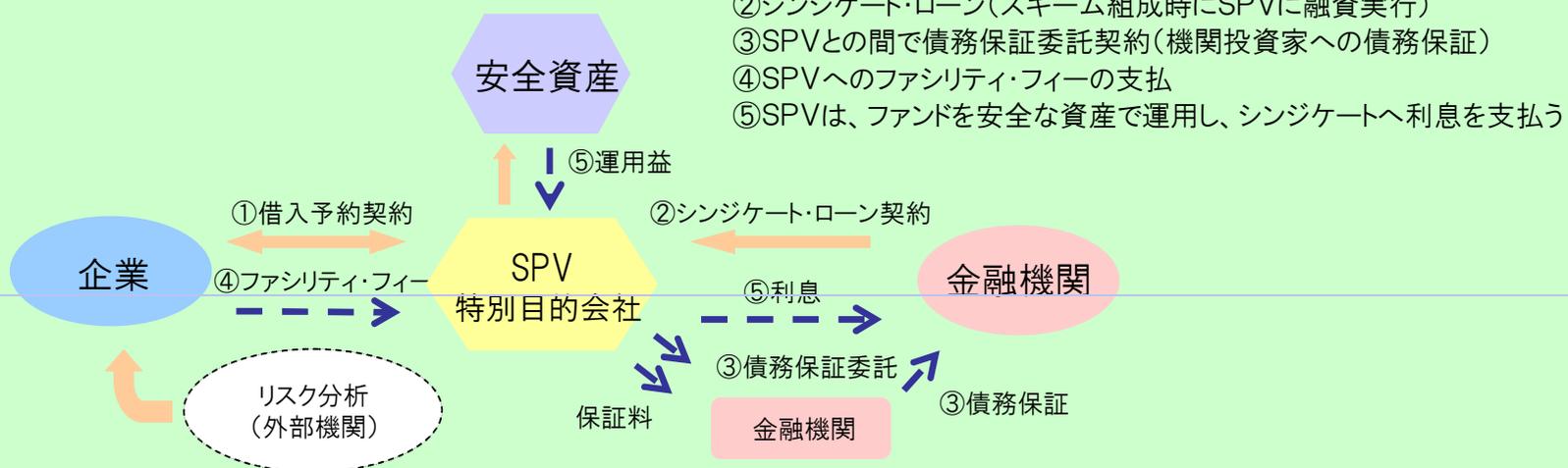
※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

# 4-5.コンティンジェント・デット

## コンティンジェント・デット

## 融資枠契約を活用した流動性の確保 (コミットメントラインの脆弱性の克服)

### 平常時



### リスク顕在化時



出所：経済産業省 リスクファイナンス研究会、「リスクファイナンス研究会報告書～リスクファイナンスの普及に向けて～」、平成18年3月

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

## 4-6.地震保険の活用実態

### ■家計分野の地震保険 2012年5月31日現在

お支払件数 783,648件

お支払金額 1兆2,345億円

※阪神淡路大震災 783億円

### ■企業向けの地震保険 推定

お支払金額 5,000億円程度

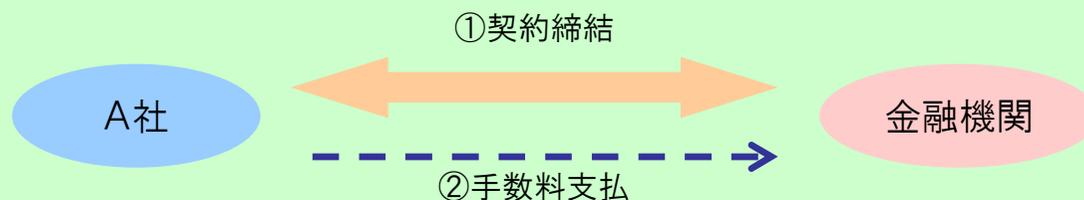
※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

## 4-7. 保険デリバティブ

### 保険デリバティブ

### デリバティブ取引を活用した支払即時性の確保

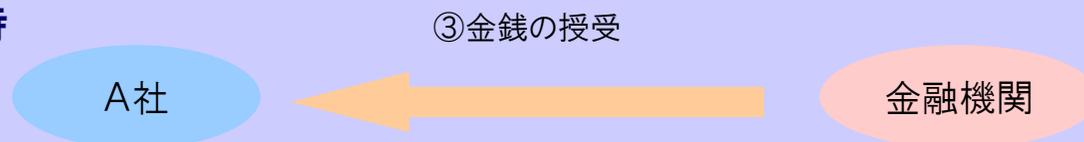
#### 平常時



①地震が発生し、取り決めた範囲内でマグニチュード等の客観的な指標が変動した場合（たとえば、本社から震源までの距離が半径10km圏内で、かつ、マグニチュード7以上の地震が発生した場合）に、金銭を受取ることができるというデリバティブ契約を締結

②金融機関に対し、地震デリバティブの購入に要する費用を支払う

#### リスク顕在化時



③契約締結時に取り決めた条件が満たされた場合（本社から半径10km以内で、マグニチュード7以上の地震が発生した場合）、金融機関から契約締結時に取り決めた金銭を受取る

※1: 契約期間中に、地震が発生しなかった場合には、金銭の授受は行われない

※2: 契約期間中に、地震が発生したが、本社からの震源までの距離が10kmを超えている場合、または、マグニチュードが7未満である場合には、金銭の授受は行われない。

出所：経済産業省 リスクファイナンス研究会、「リスクファイナンス研究会報告書～リスクファイナンスの普及に向けて～」、平成18年3月

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

---

特定非営利活動法人  
事業継続推進機構  
ファイナンス研究会

A Specified Non-Profit Japanese Corporation  
Business Continuity Advancement Organization (BCAO)